

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2008年2月27日 NO. 65

医師不足の根本的な解決策を !!

2月13日、辻泰弘は、医師不足問題の解決を求める質問主意書を提出しました。これに対する政府の見解が、2月22日、閣議決定に基づく内閣の答弁書として公式に示されました。(以下はその抜粋)



医療崩壊とさえ言われる今日の医師不足問題は、多くの国民が抱いている最大の不安と言っても過言ではない。

政府は、これまで医師不足問題の背景として「大学医学部(医局)の医師派遣機能の低下」「診療科による偏在、地域による偏在」「病院勤務医の過重労働」「出産・育児による離職が避けられない女性医師の増加」などを挙げ、それらの解決に向けての対策を提唱してきたが、いずれも不十分な施策にとどまり、抜本的な解決策と言うには程遠く、国民の不安を解消するには至っていない。

のみならず、医師不足問題の背景の要因として挙げてきた、「医療にかかる紛争の増加に対する懸念」に対しても、政府が、医療の現場で日夜努力している医療従事者の切実な思いに十分応えることなく、刑事司法の過剰な介入を排除する努力を全く行わないまま、むしろ不安・不信を増幅させていることは由々しき事態である。

医療行為には常にリスクが伴い、通常の判断に基づいて導かれる措置と献身的な努力によっても、なおかつ時によっては死の招来を免れることのできない宿命を背負っている。

今日の医師不足問題の根源とも言うべき要因を除去し、医療従事者の萎縮やリスク回避のための責任放棄などの不本意な行動につながらないように、万全を尽くすことが政府に求められている。

辻泰弘は、上記の観点から、「医療事故(安全)調査委員会」を公的に創設するのであれば、同委員会への届出により医師法第21条に基づく警察への届出を不要とすべきこと、遺族からの医療事故の届出、調査に関する相談については、医療の専門家が参加する同委員会が第一義的な窓口となるべきことなどを指摘。政府の見解を要求。

これに対し政府は、「新たな組織の在り方については、医師法第21条に基づく警察への届出の取扱い、遺族からの医療事故の届出、調査に関する相談窓口の在り方、捜査機関への通知の場合の要件等、医療の質の向上及び医療の安全の確保に向けて、幅広い意見等を踏まえつつ、今後、検討を深めてまいりたい」と閣議決定した答弁書で回答。十分な答えとは言えませんが、政府が検討中の重要政策課題のあるべき方向性を示したと思っています。

医療はまさに人間の幸せの根幹! 今後とも医療を守る政策の実現に全力を傾注します!!

ご意見・ご要望等は下記までお気軽に。なお、質問主意書と答弁書の詳細はホームページで。